

霧島錦江湾国立公園

霧島生態系維持回復事業計画

平成28年4月1日

1. 生態系維持回復事業計画の名称

霧島錦江湾国立公園 霧島生態系維持回復事業計画

2. 生態系維持回復事業計画の策定者

農林水産省、環境省

3. 生態系維持回復事業計画の計画期間

平成 28 年 4 月 1 日から目標が達成されるまでとする。

4. 生態系維持回復事業の目標

霧島錦江湾国立公園霧島地域（以下、「霧島地域」という。）は、九州中央山地の南部に位置し、主峰である韓国岳（標高 1,700 メートル）、高千穂峰（標高 1,574 メートル）、新燃岳（標高 1,421 メートル）等の火山群とえびの高原等の山麓部からなる地域である。

本土では 1,500 メートル級山岳の最南端であり、火山地帯であることから植生遷移等の植物研究の歴史は古く、キリシマエビネ、ミヤマキリシマ等のように霧島にちなんだ種名の植物や霧島地域の固有種であるノカイドウ、キリシマミツバツツジ等の希少種も多く、これらの植物は霧島地域の景観要素として非常に重要であるとともに、生物多様性の面からも重要である。

しかし、近年のニホンジカの増加等に伴い、樹木の剥皮、広範囲にわたる林床植生への採食圧による地面の露出による土壌の流失、森林の更新の停滞、ニホンジカの嗜好植物が消失し、非嗜好植物が優占することによる植生の単純化等の生態系、農林業等への影響が生じている。

また、餌付け行為によるニホンジカの人慣れが進んでおり、行動生態の変化に伴う生態系への影響や人の活動圏への干渉による軋轢等をもたらしかねない状況が見られた。

本事業の平成 24 年 3 月 16 日から平成 28 年 3 月 31 日までの計画期間においては、霧島地域で特に人慣れしたニホンジカが多く見られたえびの高原において、餌やり行為禁止の啓発活動を行うとともに、ニホンジカの捕獲を推進したことにより、えびの高原内のニホンジカ生息密度が低下し、餌付け行為も見られなくなった。また、緊急的に保護が必要なノカイドウ等の希少種については、植生保護柵を設置し、保護対策を行うなど対策を講じた。これらの対策により、えびの高原におけるニホンジカの生息密度が低下したにもかかわらず、ニホンジカによって減少していた植生の回復は明確に確認されておらず、対策の継続が必要である。また、ニホンジカの行動圏や希少種の分布等を考慮すると、えびの高原周辺以外においても対策を強化する必要がある。

本事業では、ニホンジカの個体数調整や植生の保護対策等を通じてニホンジカの影響が及ぶ以前と考えられる 1990 年代半ばの植生を目安として、霧島地域の生態系の維持又は回復を図ることを目標とする。

## 5. 生態系維持回復事業を行う区域

霧島錦江湾国立公園のうち霧島地域全域

## 6. 生態系維持回復事業の内容

### (1) 生態系の状況の把握及び監視（モニタリング）

地域の生態系を特徴づけるノカイドウ等の植物の生育状況及び攪乱要因であるニホンジカの生息状況を把握するための調査を行い、その動向を定期的に監視（モニタリング）する。

#### ① 植物の生育状況の把握

森林群落における毎木調査、林床植生調査、湿原における植生調査等を実施し、ニホンジカの影響による植生の変化を経年的に把握する。

#### ② ニホンジカの生息状況の把握

ニホンジカの生息数の推定及び増減傾向の把握を行うための糞粒調査、ライトセンサス調査並びに個体群の状態を把握するための資料の収集、分析等を経年的に行うとともに、移動ルート及び行動特性を把握するため、発信器の装着による追跡調査等を実施する。

また、霧島地域全域及び周辺地域におけるニホンジカの捕獲数等のデータを集計及び分析する。

### (2) 生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除

ニホンジカの生息状況や生態系の被害状況等を勘案して、個体数調整が適切かつ効果的と判断された地域において、銃器、くくりわな、囲いわな等によるニホンジカの捕獲及び捕獲個体の処理を実施する。

また、ニホンジカの採食圧から本来の自然植生を守り、回復させるため、環境省、林野庁等により、各所において設置されている植生保護柵の適切な管理を図り、柵内における植生の維持及び回復を図るとともに、新たに保護の必要が生じた場所において植生保護柵や樹皮保護ネットの設置を行う。

なお、ニホンジカの捕獲、植生保護柵の設置等に際しては、公園利用者の安全及び快適性の確保並びに植生及び他の動物への影響を最小限に留めることに努めるとともに、国立公園区域と関連する近隣区域における対策と十分に連携を図り、効果的なものとなるよう適切に取り組むこととする。

### (3) 動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善

地域の生態系を特徴づける動植物の生息・生育環境を改善するための検討・実証試験等を行う。

特に、霧島地域の生態系を特徴づける植物の一つであり、ニホンジカによる採食圧が減少の要因の一つとされているノカイドウについて、(1)の調査・監視の状況等を踏まえ、効果的な生育環境の改善手法等を検討し、実証試験を行い、生育環境の維持又は

回復を図る。

(4) 生態系の維持又は回復に必要な動植物の保護増殖

ニホンジカによる採食圧等が減少の主因の一つである、絶滅のおそれがあるノカイドウ等の植物種について、栽培等の保護増殖のための技術開発及び生育域外保全の取組を行う。

なお、宮崎県及び鹿児島県において、ノカイドウの生育域外保全が行われているため、これらの関係機関と連携、協力し、より効果的な取組を推進する。

(5) 生態系の維持又は回復に必要な普及啓発

生態系の保護の必要性、ニホンジカによる被害状況、捕獲等の対策の必要性、本事業の実施状況、餌付けの禁止等について、インターネット、パンフレット等を活用し、地域住民、公園利用者等に普及啓発を進め、事業への理解と協力を働き掛ける。

(6) 前各号に掲げる事業に必要な調査等に関する事業

事業を適正に評価するためのノカイドウ等の植物種の生育状況及びニホンジカの生息状況を把握するためのモニタリング手法、地域の環境や条件に応じたニホンジカの捕獲手法等、より効果的な事業実施に関する調査研究、実証試験等を行う。

## 7. 生態系維持回復事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項

(1) 生態系維持回復事業計画の評価及び見直しに関する事項

本事業を順応的な考え方のもとに実施していくため、5年を目途に事業の効果、内容、目標の達成状況等の総括的な検証及び評価を行い、本事業計画の見直しを行うこととする。

(2) 生態系維持回復事業の実施に関する計画との連携に関する事項

本事業の推進に当たっては、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく第二種特定鳥獣管理計画（宮崎県及び鹿児島県策定）及び鳥獣による農林水産業務に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づく鳥獣被害防止計画（霧島市、湧水町、都城市、小林市、えびの市、高原町策定）との整合を図るものとする。

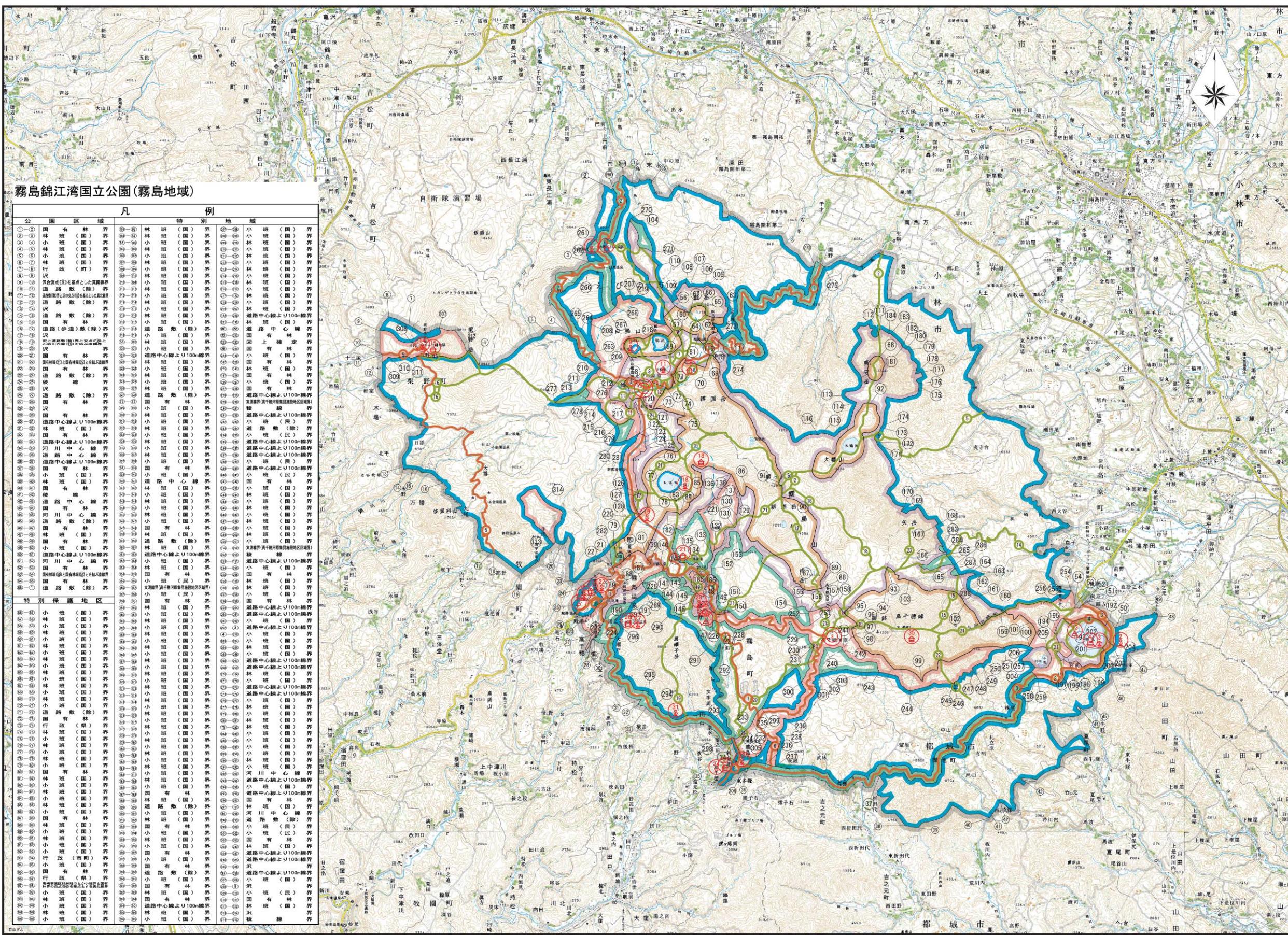
(3) 生態系維持回復事業の実施体制に関する事項

関係行政機関、関係団体等は本事業に係る情報を共有し、連絡調整を図るとともに、連携及び協力して必要な事業を行うものとする。

なお、関係機関等からなる連絡会等を設置し、連携及び協力を図るものとする。

1/50,000

# 霧島錦江湾国立公園（霧島地域）区域及び公園計画全体図



凡例  
保護計画凡例

- 特別保護地区
- 第1種特別地域
- 第2種特別地域
- 第3種特別地域
- 普通地域
- 指定湖沼、指定湿原  
及び周囲1km線（破線）

## 利用計画凡例

- 集団施設地区
- 園地
- 宿舎
- △ 避難小屋
- ◎ 休憩所
- △ 野営場
- 舟遊場
- 駐車場
- 車道
- 歩道



昭和9年3月16日 内務省告示第134号 公園区域の指定（霧島国立公園）  
昭和13年12月17日 厚生省告示第167号 特別地域の指定  
昭和37年12月7日 厚生省告示第419号 公園計画の決定  
第42号 特別地域の指定  
昭和39年3月16日 厚生省告示第94号 公園区域の変更  
（霧島屋久国立公園に改称）  
第96号 公園計画の決定  
第97号 特別保護地区の指定  
第98号 特別保護地区の区域指定  
昭和42年3月23日 厚生省告示第107号 公園計画の決定  
第100号 特別保護地区の指定  
昭和60年9月5日 環境庁告示第37号 公園区域及び公園計画の再検討  
～41号  
平成2年12月1日 環境庁告示第105号 乗り入れ制限地域の指定  
平成4年8月26日 環境庁告示第62号 公園計画の一部変更（九州自然歩道）  
平成18年12月26日 環境省告示第161号 公園区域等の変更（点接1）  
～163号  
平成24年3月16日 環境省告示第22号 公園区域の一部変更及び名称変更  
～29号（霧島錦江湾国立公園に改称）

平成25年3月作成  
環境省  
九州地方環境事務所

「この地図は、国土地理院の承認を得て、同院発行の数値地図50000（地図画像）及び数値地図25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平27情復 第838号）」

1:50,000 2000 1000 0 2000 4000 6000 8000 10000 III